

令和 4 年度第 1 3 回庁議提案 **審議**・報告・その他  
 提 出 日：令和 4 年 1 0 月 6 日  
 担当部・課：総務部危機対策課〔内線 4 3 0 4〕

<b>①件 名</b>
新潟県柏崎市との災害時相互応援に関する協定の締結について
<b>②施策等を必要とする背景及び目的（理由）</b>
<p><b>【背景】</b>          大規模災害時には、応急対策、復旧対策等、迅速な災害対応が必要とされることから、関係各機関との災害時応援協定の締結が望まれる。</p> <p><b>【目的】</b>          災害時における救援物資の提供、職員の派遣、被災住民の受入れの相互応援を行い、もって住民の生命の安全と生活基盤の確保を図るもの。</p>
<b>③根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性</b>
<p><b>【根拠法令】</b>          災害対策基本法（昭和 3 6 年法律第 2 2 3 号）</p> <p><b>【〔総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・無〕 又は 〔個別計画との整合性〕】</b>          石巻市地域防災計画 <b>【共通編】</b> 第 1 章 第 2 節 基本方針</p>
<b>④提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）</b>
<p>令和 4 年 7 月 新潟県柏崎市長が石巻市長を表敬訪問          7 月～9 月 災害時相互応援に関する協定締結に向けた協議</p>
<b>⑤主な内容</b>
<p>1 協定内容          柏崎市と石巻市は、いずれかの市域で地震等の大規模な災害が発生した場合において、災害対策基本法第 6 7 条第 1 項の規定に基づき、相互に応援することについて協定を締結する。なお、応援の内容は次のとおりとする。</p> <p>(1) 被災者の救援、医療、防疫並びにこれらを行うための施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供</p> <p>(2) 食料、飲料水、生活必需物資及びこれらの供給に必要な資機材の提供</p> <p>(3) 救援及び応急復旧活動に必要な車両等の提供</p> <p>(4) 救援及び応急復旧活動に必要な職員の派遣</p> <p>(5) 被災者を一時受入れするために必要な施設の提供</p> <p>(6) 前各号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項</p> <p>2 協定締結期間          協定締結の日から令和 5 年 3 月 3 1 日まで（1 年ごとに自動更新）とする。</p>
<b>⑥実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）</b>
<p>大規模災害時における応急対策及び復旧対策が円滑になり、迅速な災害対応が可能となることが期待される。</p> <p>また、同じ原子力発電所立地自治体である柏崎市と協定を締結することにより、平時における原子力防災の向上に資する情報連携や、原子力災害発生時においては、原子力防災に関する知見を生かした相互援助が期待される。</p>

⑦他の自治体の政策との比較検討		
⑧今後の予定及び施行予定年月日		
令和4年10月18日（火）協定締結式（オンライン）		
⑨その他		
本市における災害援助協定締結状況（令和4年8月末日現在）		
内 訳	協定数	備 考
自治体間相互応援協定	15協定 (19自治体)	1 女川町、東松島市 2 宮城県 3 茨城県ひたちなか市 4 神奈川県平塚市 5 東京都葛飾区 6 東京都中央区 7 大崎市、山形県新庄市、山形県酒田市 （みちのくウエストライン） 8 秋田県湯沢市 9 山形県河北町、徳島県藍住町 10 熊本県八代市 11 香川県丸亀市 12 東京都狛江市 13 長野県諏訪市 14 兵庫県芦屋市 15 山口県萩市
広域避難に関する協定 （原子力防災）	27協定	宮城県内27市町村
広域関連団体災害協定	13協定	石巻地区広域行政事務組合（消防関係） 石巻地方広域水道企業団 宮城県石巻警察署 宮城県河北警察署
支援協力に関する協定	173協定	各民間企業関係（132協定） 福祉避難所関係（41協定）
計	228協定	
※県外の原子力発電所立地自治体との協定締結は今回が初となる。		